

福岡県公報

平成十九年二月七日
第二千六百三十九号
増刊 ①

目次

規則(第六号)

○水産業協同組合法施行細則の一部を改正する規則 (漁政課) ……………

規則

水産業協同組合法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成十九年二月七日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県規則第六号

水産業協同組合法施行細則の一部を改正する規則

水産業協同組合法施行細則(平成十年福岡県規則第五十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「第十一条の三第三項」を「第十一条の四第一項」に改め、同条第二項及び第三項中「第十一条の三第三項」を「第十一条の四第三項」に改める。

第四条中「第十一条第九項」を「第十一条第八項」に、「第十一条の四」を「第十一条の五」に改める。

第五条中「第十一条の六第一項ただし書(第八十七条の三第二項及び第九十六条第一項)」を「第十一条の八第一項ただし書(第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第九百条第一項)」に改める。

第六条第一項中「第十五条の二第二項」を「第十一条の二第二項」に、「第一条の三第一項各号」を「第五条第一項各号」に改め、同条第二項中「第十五条の二第二項」を「第十一条の二第二項」に、「第一条の三第一項各号」を「第五条第一項各号」に、「同条第三項」を「同条第二項」に改め、同条第三項中「省令第一条の四第三項」を「水

産業協同組合法施行令(平成五年政令第三百二十八号)第三条第三項」に改める。

第七条第一項中「第十五条の三第一項」を「第十五条の二第二項」に改め、同条第二項及び第三項中「第十五条の三第二項」を「第十五条の二第二項」に改める。

第八条中「第三十五条の二第一項ただし書」を「第三十四条の五第一項ただし書」に改める。

第九条第五項第四号中「第十五条の二第二項」を「第十一条の二第二項」に改める。

第十条第五号及び第六号中「第五十四条の二第三項」を「第五十四条の二第六項」に改める。

第十一条中「第五十四条の三第四項」を「第五十四条の四第四項」に、「第五十四条の二第四項」を「第五十四条の二第七項」に改め、同条第四号及び第五号中「第五十四条の三第三項」を「第五十四条の四第三項」に改める。

第十七条第二項中「第四十七条の四」を「第四十七条の四第二項」に改める。

第二十五条第四号中「第十一条第一項第十一号若しくは第八十七条第一項第十二号」を「第十一条第一項第十四号若しくは第八十七条第一項第十四号」に改める。

様式第一号中「第11条の3第1項(第3項)」を「第11条の4第1項(第3項)」に改める。

様式第二号中「第11条の4」を「第11条の5」に改める。

様式第三号中「第87条の3第2項、第96条第1項」を「第92条第1項、第96条第1項、第100条第1項」に改め、「第11条の6第1項ただし書」を「第11条の8第1項ただし書」に改める。

様式第四号中「第15条の2第1項」を「第11条の2第1項」に改める。

様式第五号中「水産業協同組合法施行規則第1条の4第3項」を「水産業協同組合法施行令第3条第3項」に改める。

様式第六号中「第15条の3第1項(第2項)」を「第15条の2第1項(第2項)」に改める。

様式第七号、様式第八号及び様式第九号中「第35条の2第1項ただし書」を「第34条の5第1項ただし書」に改める。

様式第十二号中「第54条の3第4項」を「第54条の4第4項」に、「第54条の2第4項」を「第54条の2第7項」に改める。

様式第十四号の「第18条第3項第3号」や「第18条第5項第3号」の「水産加工業者」や「水産加工業者等」に定める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

発行 福岡市博多区東公園七番七号
福岡県(総務部行政経営企画課)

印刷 福岡市博多区東比恵二丁目九番一
九州チユーエツ株会社

定価 一箇月二、三五〇円(税込・郵便料別)